

議第4号

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成31年4月22日提出

岐阜県教育委員会  
教育長 安福 正寿

(提案理由)

改元に伴い、所要の規定改正を行うため。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで 略

2 略

# 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令の概要

## 1 改正の趣旨

改元に伴う様式の改正

## 2 施行日

公布の日

## 3 改正の内容

・別記様式の改正

「平成」を削除

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般  
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）  
の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会議令第4号）新田村照表

第一條から第十一条が並ぶ  
監

(新)

第一條から第十一条が並ぶ  
監

(四)

別表 資

別記様式（第4条関係）

関係事業者等との会合等への出席等に関する届出（報告）書

年 月 日

補職

届出（報告）者 氏名

ア 名称又は目的	
イ 主催者(相手方)	
ウ 開催年月日・時間	
エ 場所(会場、住所、電話番号など)	
オ 費用	(費用の負担者) 職員・相手方 (一人当たりの会費) 円
カ 出席者	県側 相手方
ア 講演等の依頼者	
イ 講演場所	
ウ 講演年月日、時間	
エ 講演等のテーマ	
オ 諸 手 賞	金(有・無)
カ 実費弁償(有・無)	(有の場合の金額) として 円
3その他(金銭・物品の贈与その他の場合)	(年月日、相手方、行為の内容(理由)、金額その他)
(受理年月日)	(処理結果)

別記様式（第4条関係）

関係事業者等との会合等への出席等に関する届出（報告）書

平成 年 月 日

補職

届出（報告）者 氏名

ア 名称又は目的	
イ 主催者(相手方)	
ウ 開催年月日・時間	
エ 場所(会場、住所、電話番号など)	
オ 費用	(費用の負担者) 職員・相手方 (一人当たりの会費) 円
カ 出席者	県側 相手方
ア 講演等の依頼者	
イ 講演場所	
ウ 講演年月日、時間	
エ 講演等のテーマ	
オ 諸 手 賞	金(有・無)
カ 実費弁償(有・無)	(有の場合の金額) として 円
3その他(金銭・物品の贈与その他の場合)	(年月日、相手方、行為の内容(理由)、金額その他)
(受理年月日)	(処理結果)

